

会議録	
会議名	令和5年度第1回丸亀市福祉推進委員会
開催日時	令和5年7月27日(木) 13時30分~
開催場所	丸亀市役所4階 特別会議室
出席者	<p>出席委員 北川委員、武田委員、香川委員、吉田委員、進委員、糸川委員、藤田委員、木下委員、森委員、宮武委員、古賀委員 11名</p> <p>欠席委員 金丸委員 1名</p> <p>事務局 健康福祉部長 奥村、 福祉課長 近藤、 高齢者支援課長 堀瀬 福祉課 稲田、十河、森、尾崎 高齢者支援課 横井</p>
次第	<p>1 開会 2 委嘱状交付式 3 会長・副会長選任 4 議事 　　議題1 福祉関係計画について 　　議題2 特別委員について 5 その他</p>
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の要旨
事務局	<p>只今から令和5年度第1回丸亀市福祉推進委員会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日、司会進行役を務めさせていただきます健康福祉部福祉課の稲田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>丸亀市福祉推進委員会は、丸亀市附属機関設置条例の規定により、社会福祉に関わる重要な事項についての審議、建議及び答申に関する事務を行うため設置されております。</p> <p>それではまず初めに、委嘱状交付式を執り行いたいと思います。</p> <p>健康福祉部長より委嘱状をお渡しいたします。</p> <p>【委嘱状交付】</p>

事務局	<p>今年度から新たに 3 名の方に委員をお引き受けいただき、12 名の委員の皆様で審議を執り行っていただくことになります。今後 2 年間ということになりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それではここで丸亀市健康福祉部部長、奥村より挨拶申し上げます。</p>
奥村部長	【部長挨拶】
事務局	<p>続きまして委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>北川委員より、順番にお願いいたします。</p>
各委員	【自己紹介】
事務局	<p>なお本日、丸亀市 P T A 連絡協議会の金丸様が所用のため欠席されておりますこと、ご報告申し上げます。</p> <p>武田委員様におかれましては、別の協議会の委員を兼任されており、同日の開催になっておりますことから、お時間が参りましたら、退席となりますので、ご承知おきください。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは次に、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>【部長、福祉課長、高齢者支援課長、福祉課副課長 稲田、福祉課副課長 十河、福祉課 森、福祉課 尾崎、高齢者支援課副課長 横井】</p> <p>よろしくお願ひいたします</p>
事務局	<p>続きまして、会長副会長の選任について諮らせていただきます。</p> <p>会長、副会長の選任につきましては、丸亀市附属機関設置条例第 6 条により、それぞれの委員の互選により定めることとなっております。</p> <p>会長、副会長の選任についてご意見はござりますでしょうか。</p>
委員	事務局に一任
事務局	<p>事務局に一任というご意見がありましたが、他にありませんでしょうか。</p> <p>他にご意見もないようですので、事務局の案を提案いたします。</p> <p>丸亀市福祉推進委員会会長は北川委員にまた、副会長は進委員にお願いし</p>

	<p>たいと存じます。いかがでしょうか。</p> <p>それでは北川会長、進副会長にお願いしたいと思います。</p> <p>北川会長、進副会長は、前の会長席、副会長席へお移りください。</p> <p>それでは北川会長、進副会長より、それぞれご挨拶をいただければと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
会長・副会長	<p>【会長・副会長 挨拶】</p>
事務局	<p>続きまして会議の成立についてご報告いたします。</p> <p>本日の会議は委員 12 名のうち 11 名と半数以上の委員に出席いただいておりますので、丸亀市附属機関設置条例により、本会議の成立要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、本会議は公開といたします。</p> <p>会議録につきましては、会議の概要を記録し、委員全員にご確認いただいた後に、市のホームページにて公表いたします。</p> <p>それでは、これより議事に移りたいと思います。</p> <p>丸亀市附属機関設置条例第 7 条に、附属機関の会議は会長が招集して議長となると規定されておりますので、ここからの議事進行につきましては、北川会長にお願いいたします。</p> <p>それでは北川会長よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは式次第に沿って会議を進めて参りたいと思います。</p> <p>4、議事のうち、議題 1 の福祉関係計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
尾崎 (福祉課)	<p>福祉課の尾崎です。それでは福祉関係計画について、まず、地域福祉より実績報告を行います。お手元に資料 2 を配っておりますが、ありますでしょうか。資料 2 と、「わたしの避難計画申請書」、黄色い付箋がついたものをお配りしております。</p> <p>こちらに沿って説明させていただきます。</p> <p>「第三次地域福祉計画、地域福祉活動計画 みんなの福祉丸亀プラン」は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を、計画期間として、行政の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体化し、「みんなが繋がり、</p>

みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち丸亀」を目指し、令和3年3月に策定いたしました。

計画書につきましてはこちらのカラー刷りの計画書になっております。こちら計画書の45ページに、基本理念を記載しております。

今回、丸亀市福祉推進委員会において、令和4年度の実績報告について、評価検証を行っていただき、今後の改善につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それではホッキス止めの資料2の1枚目について、1枚目は計画書87ページをそのまま添付しております。

2枚目からが令和4年度の実績になっております。

まず、基本目標1の地域ネットワーク会議の開催数の令和4年度の実績は210回となっております。地域ネットワーク会議とは、生活支援会議や地区民生委員児童委員会議のことであり、民生委員児童委員等の専門家と、社会福祉協議会、地域の関係者等で会議を行っております。

基本目標2の福祉出前講座の開催数は15回です。計画書の69ページをご覧ください。「やさしさ配慮講座」など、社会福祉協議会が行っておりますが、昨年度は郡家小学校、富熊小学校、東小川自治会やヒカリ株式会社などで講座を行いました。

また、ボランティアマッチング件数は44件となっております。こちらはマッチングの件数であり、ボランティアの実施数ではないのですが、マッチングを行ったものの、ボランティア活動自体が中止になったもの含まれております。

3ページ目の基本目標3、災害時避難行動要支援者名簿の平常時開示の同意率については、本日お配りした黄色の付箋がついているものが申請書となっております。「わたしの避難計画」、こちらが申請書です。

要介護3以上の認定を受けている方、75歳以上の人暮らしの要介護1以上の方、障がいをお持ちの方など、該当する方に申請書を送付しております。また民生委員・児童委員の皆様のご協力を得て、訪問による回収を行っていただいており、同意率が目標値を上回っています。

次に「ふれあいいきいきサロン」は、居場所づくりの一つとして事業を行っております。令和4年度は集会を行うことが難しかったのですが、120ヶ所のサロンが登録されています。

「情報ほっとメール」は登録していただいた会員の方に、認知症などによる行方不明者情報を配信し、早期発見を目的としています。登録会員をふやし、情報共有に努めており、現在登録者数は3787人となっております。

令和4年度は新型コロナウイルスにより、人と人との繋がりが薄れてきて

	<p>いることを実感していましたが、今後はコロナの前に戻せるようにしていきたいと考えております。</p> <p>以上簡単ではありますが、説明とさせていただきます。</p>
森 (福祉課)	<p>福祉課の障がい福祉担当 森と申します。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>委員の皆様方におかれましては日頃より本市の福祉施策にご協力ご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>丸亀市では、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とする丸亀市第3次障がい者基本計画に基づいて、住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちを目指して、の基本理念のもと、障がい福祉行政の推進に取り組んでいます。その基本計画のもと、障害者総合支援法第88条第1項に基づく、障がい福祉サービスや、相談支援、地域生活支援事業の提供確保に関する、本市の基盤整備を進めるための計画である第6期障がい福祉計画と、児童福祉法第33条20第1項に基づく、障がい児の支援サービスに係る必要な量の見込みと、確保の方策を定める第2期障がい児福祉計画を令和3年度に策定し、取り組みを進めて参りました。</p> <p>この二つの障がい福祉計画は3年ごとに見直すこととしておりまして、今年度は次期福祉計画の策定の年となっております。</p> <p>福祉推進委員の皆様には、今年度中の計画の策定に向けて、次回以降の委員会において、ご意見をいただきたいと考えております。</p> <p>現在、福祉課において、「第7期丸亀市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に向けた準備を進めています。</p> <p>現在の進捗状況ですが、市民の皆様の福祉サービスの利用状況や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画の策定や施策の推進に役立てるためのアンケート調査を実施するため、調査票を作成しているところです。</p> <p>アンケート調査対象としては、障がい者手帳をお持ちの方や、福祉サービスを利用している方を約2200名抽出することとしており、調査票を8月に送付、9月に回収する予定です。</p> <p>今後の計画策定スケジュールとしましては、10月頃に第2回策定委員会を開催し、アンケート調査結果及び関係機関へのヒアリングやアンケートの集計結果をご報告させていただく予定です。</p> <p>11月から12月ごろ、順次、サービスの実績を反映させた、計画の骨子案・計画素案のご審議、パブリックコメントの確認などをしていただきました上で、令和6年1月ごろにパブリックコメントを実施し、2月ごろ、最終案の確認をしていただく予定です。</p>

	<p>今後の予定については、詳細にお伝えできるようになりますと、その都度、ご相談、お知らせなどをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、お忙しい中大変恐縮でございますが、今年度、何度か足をお運びいただることになりますので、ぜひ忌憚のない意見をいただきまして、計画の策定にご協力いただけますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
横井 (高齢者 支援課)	<p>高齢者支援課、横井です。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>お手元に緑色の、第9次丸亀市高齢者福祉計画及び第8期丸亀市介護保険事業計画の冊子があります。</p> <p>こちらが、今現在の計画になっております。</p> <p>これから委員の皆様にご協力いただき、これに続く次の計画の作成をお願いするようになります。</p> <p>第10次丸亀市高齢者福祉計画及び第9期丸亀市介護保険事業計画について 介護保険法では3年を一期とする介護保険事業計画を定めることとされています。</p> <p>現行計画であります第8期丸亀市介護保険事業計画は、令和5年度末までとなっております。</p> <p>今回、令和6年度から令和8年度までの3ヵ年の計画として、第9期丸亀市介護保険事業計画を策定することとなります。</p> <p>事業計画で定める事項は、介護保険法に定められている、次の内容となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日常生活圏域の設定。日常生活圏域とは、住民の方が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域とされています。 (2) 各年度における必要利用定員数 (3) 各年度における種類ごとの介護サービスの見込量。 (4) 各年度における地域支援事業の見込量。 (5) 自立した日常生活の支援、介護予防・重度化防止及び介護給付費等の費用の適正化に関する取組と目標 <p>の5項目です。</p> <p>また、老人福祉法では、老人福祉計画が介護保険事業計画と一体のものとして作成しなければならないとされていることから、第10次丸亀市高齢者福祉計画として策定いたします。</p>

	老人福祉計画は、介護保険以外も含むすべての高齢者を対象とした計画であり、老人福祉事業（老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業）の供給体制の確保に関する計画として位置付けられています。
藤田委員	すいません。資料提示がないですが、どの資料になりますか。
堀瀬 (高齢者 支援課)	こちらの緑色の計画書をご覧ください。この計画の概略を口頭にて説明させていただいております。 計画期間につきましては4ページのところに、それ以降については5ページ以後に現行の制度として、課題とか、抽出した内容についてのご説明をさせていただいている。これを今年度、改めて考えていくというような形になります。
藤田委員	今説明を行っているのは、資料ではなく、口頭での説明ということですか。
堀瀬 (高齢者 支援課)	今の説明を資料としてお渡ししているものではないです。 申し訳ありません。
横井 (高齢者 支援課)	失礼いたしました。 これらの計画について、今後4回から5回程度の審議を、委員の皆様と、次の議題にてご説明いたします4名の特別委員にお願いすることとなります。 策定委員会の今後の日程につきましては、改めてご連絡をいたします。 また次回策定委員会での審議資料は準備ができ次第お送りいたしますので、お目通しの上ご出席くださいますよう、よろしくお願ひいたします。 以上です。
会長	はい、ありがとうございました。 ただいまの説明についてご質問ご意見等はございますでしょうか。
会長	他に質問がないようですので次の議題に移りたいと思います。 議題2、特別委員についてですが、今年度計画の策定に当たり、附属機関に専門的事項を調査及び審議させるため必要があるときは、丸亀市附属機関設置条例第2条に定める委員とか、第9条により特別委員を置くことができるとなっておりますことから、特別委員を任命することとしてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
会長	それでは事務局の方から説明をお願いいたします。
森 (福祉課)	<p>福祉課の森です。先ほど会長からお話のありました、特別委員の任命につきましては、関係機関からご推薦をいただいた 4 名を委嘱したいと考えております。</p> <p>医療関係団体から、一般社団法人 丸亀市医師会、森本雄次様。</p> <p>相談支援事業者から、社会福祉法人 香川県社会福祉事業団 香川県ふじみ園相談支援センター 大坪淳子様。</p> <p>医療法人 三愛会 コミュニティケアセンター 相談支援事業所 はなぞの 山田智子様。</p> <p>社会福祉法人いいのやま福祉会 相談支援事業所 野の花 原岡瑞穂様を予定しております。</p> <p>以上です。</p>
横井 (高齢者 支援課)	<p>高齢者支援課です。</p> <p>緑色の計画書、介護の計画書ですが、この計画書の 82 ページ、こちらは、前回の委員さんになりますが、重複しているところもあるので、こちらを参考にしていただきながら、申し上げます。</p> <p>第 10 次丸亀市高齢者福祉計画及び第 9 期丸亀市介護保険事業計画の策定にあたり、専門的事項を調査・審議する場合に、条例で設置が認められている特別委員を置き、今後の審議に加わっていただくこととなります。</p> <p>関係団体からご推薦をいただき、特別委員として、4 名の委員の委嘱を行いますのでご報告いたします。</p> <p>まず医療関係団体としては、前回と変わっております。今回は、一般社団法人 丸亀市医師会、から、米本里佳様。</p> <p>一般社団法人 綾歌地区医師会 近石恵三様。</p> <p>介護保険関係事業者団体 丸亀市老人福祉施設連絡会 鎌倉克英様。</p> <p>丸亀市介護サービス事業者連絡会 ケアマネ部会会長 濱野晃様</p> <p>の 4 名にお願いしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問ご意見等ござりますでしょうか。</p> <p>それぞれの委員について承認ということでおろしいでしょうか。</p>

	(異議なし)
会長	それでは承認としたいと思います。
会長	議事については以上の審議で終了となります、質問等はありますでしょうか。
会長	それではご審議お疲れ様でした。 それでは次第その他については事務局からの連絡になります。
事務局	事務局より事務連絡をさせていただきます。 会議の冒頭にも申し上げましたが、本日ご審議いただきました内容については、会議録を作成し、市のホームページにおいて公表することになっております。 会議録ができ上がりましたら、委員の皆様に郵送させていただきますので、修正等がないか、ご確認をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。 他にご意見やご質問等がありますでしょうか。
糸川委員	すいません。 基本目標3のところで、「災害時避難行動要支援者名簿」ですが、これが令和4年度で、83.5%になっているのに、7年度が下がって75%になっていますが、これはどう考えるのでしょうか。
尾崎 (福祉課)	はい。 この計画を立てたのが令和3年の3月です。この令和3年の3月の時に、令和7年度の目標値を設定しましたが、その時に75%で設定しました。令和3年度の時は75%まで同意率がなかったんです。 3年度からいろいろやり方をえていきながら、目標値を上げていって、まず申請書の内容を変えさせていただいたり、民生委員・児童委員さんに個別に申請書を回収していただいたり、少しづつ工夫をしたところ、今回83.5%と、パーセンテージが伸びたということになります。 令和7年度の数値は目標値であって、令和3年度の時に設定した数字なので違和感がありますけれどもそのままの記載となっております。
糸川委員	それはわかりました。

	<p>それともう一つわたしの避難計画についてなんですけど、障がい者支援について、障がいのことばかり言って申し訳ないですけど、実際、私もこの申請書を出そうかなと思ったんだけど、今は一人暮らしで障がいも持っているけれど、ただ、まだ自分で歩けて、避難もできるので、出してはいません。結局、正直周りでも十分歩けたり行動できるのに、申請書を出している人もいる。この申請書を出したら、本当に避難の時に手伝いがいる視覚障害の方とか、車椅子に乗っている方のところへ、果たして手伝いに行ってもらえるだろうかという部分がありますので、別にそういう特別の枠と言ったらおかしいですけど、普通のこのよう支援ではなく、何か特別支援みたいな形を作りたいと思います。</p> <p>車椅子の場合なら、1台の車椅子を動かすときには、最低2人いないと、1人で救助に行っても全く意味がない。</p> <p>それから、視覚障害の方、目の見えない方はやっぱり付き添いがないと避難が難しい。震災があって、道路等にいろんなものが落ちていたり、そうした場合に、転倒して怪我をされるとか。</p> <p>実は3月11日、3.11の時、避難所から、障がい者が消えたと、実際避難所に行っても、生活できないと。結局避難所には、二、三日内に障がい者が1人もいなくなってしまった。大きい体育館とかそういうところに連れて行かれて、どうぞここで避難してくださいと言われても、トイレとか視覚障害の方とか、車椅子の方が、使えないということになってしまった。</p> <p>避難所では生活できないということで、大多数がもう自宅へ帰ってしまったという現状なんです。</p> <p>次に特別避難所にしても、例えば青の山荘であつたら、土器地区の、避難所にもなっているわけで、特別避難所で障がい者の方がそこへ行かれたとき一般の地域住民の方が避難していたら、現実使えないよね。</p> <p>その辺ももう少し踏み込んで、策定していただきたいなど。</p> <p>一番困るのがトイレの問題。視覚障害者の人にとっても、普段自分の家ではできるけど、よそ行った時に、使い方がわからないとか。トイレを流すとのボタンの位置もわからないなどいろいろあるわけですから。</p> <p>もうちょっと細部にわたって、策定していただき、みんなが安心安全ということでお願いいたします。以上です。</p>
尾崎 (福祉課)	<p>ありがとうございます。</p> <p>障がい者の避難については、ご意見いただきまして、またこれから個別に細やかに対応していくかなければならないところでありますので、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

	ありがとうございました。
事務局	それでは、他にご意見、ご質問ないようでしたら、本日は閉会したいと思 いますが、よろしいでしょうか。
	それでは閉会いたします。
	本日はありがとうございました。

